

政務調査費調査等報告書

1 事業名：調査研究事業

- ①『財政健全化法時代の行政経営』シンポジウム
- ②『議会広報研修会』
- ③『財政健全化セミナー』
- ④浄化槽シンポジウム
- ⑤マニフェスト大賞授賞式
- ⑥マニフェスト・スクール青森
- ⑦秋田県東成瀬村行政視察
- ⑧議会基本条例の課題と展望

2 事業内容

別紙 報告書参照

3 成果

①『財政健全化法時代の行政改革』シンポジウムでは、『新地方公会計』の3つのモデルを学ぶ。行政評価についても飯田市の例をあげてもらった。当町もまちづくり基本条例に行うことを記したので参考になる。

②マニフェスト大賞授賞式では、全国の先進事例や議員との交流ができ刺激を受けた。また、マニフェスト・スクール青森ではワークシェアリングの指導を受けた。

③札幌のシンポジウムや秋田県東成瀬村への視察は福島町が直面している合併浄化槽の勉強をすることができた。それを経済福祉常任委員会において報告・説明した。

④法務局での登記は白符墓地の件で、道新函館政経文化懇話会ではJRのDMVの地域活性化の提言など一般質問において大変役に立った。

- 注) 1 事業名には収支報告書の支出科目区分により記入のこと。
2 事業内容及び成果には、具体的な内容とその成果を記入のこと。

視 察 の 研 修 考 察

氏名 佐藤卓也

○研修事項

2008 年度 『財政健全化法時代の行政改革』 シンポジウム

日時：2008 年 7 月 18 日（金） 会場：全国町村議員会館

平成 19 年 6 月 財政健全化法が成立し、地方公共団体は健全化判断化率を議会に報告しなければならなくなった。

1 『財政健全化法時代の行政改革』

- ・ 従来は、地方公共団体は、国・県の指示通りに動いていた。わからなければ、上司や上級官庁に聞いていた。しかし、今はまちづくり基本条例にしろ裁判制度にしろアマチュアリズムの時代である。役所内で自問自答し、共問共答をする。そして、議会や住民と協問協答するのが行政経営の基本サイクルである。

2 『基本計画と行政評価をどうするのか』

- ・ 行政評価は、意思決定する首長が正しい仕組みを作り、それを運用、活用し、確実に成果を出すことで税金を節約できる。
- ・ これまで事業の財源を確保することが先にあるべきであったが、まずは、まちづくりの課題の解決が先にあるべきであり、優先順位をつける。
- ・ 行政評価は、役所の事務事業ではなく、まちづくりの課題を体系（政策体系）づけて評価するべき。
- ・ 先進市では、従来の「予算要求査定方式」や「部別シーリング方式」を優先度をつけて政策体系に沿った「施策総枠配分」へと切り替えている。
- ・ 「基本目標－政策－施策」の政策体系を議決事項とするのがよい。
- ・ 評価をしたら、評価→改善計画策定→改善実行→発表会という改善するプログラムが必要。民間企業では当たり前のことである。
- ・ 目標管理として、施策目標→組織目標→個人目標を設定し、個人能力を伸ばす行政評価システムを作る。

3 『予算決算をどうするのか』－政策体系型の予算決算

- ・ 財政健全化法がもたらす影響---ごみ処理場などの一部事務組合などの経営実態が反映されるため、形式的な会議等は許されなくなる。
- ・ 財政運営が行政経営に変わる。つまり、予算使いきりのやりくり財政運営が

通用しなくなる。

- ・ 従来型の査定方式は、削減の視点が強くなりがちだったが、施策別総枠配分方式では、評価担当でもある各担当者が自らの権限と責任の下に予算を編成する。
- ・ 議会と職員は、予算が不足すれば補正予算を組むという誤解をしているが、予算は残るものと考えなければならない。また、前年度の予算よりも少なかったりすると議会からは見積もりが甘かったのではと追求されるが、それは、議会が悪い。せつかく剰余金を出したのにそういう指摘をするから執行率をあげてしまう。決算剰余金（不要額）は基金の積立や起債の繰上償還に使うて財政ストックの改善をすべきである。
- ・ 財政課長は、財政改革＝予算の削減と捉えているが、そうではない。「まちの将来像」を実現させるための手段である「施策・事務事業」を現実に機能させることが予算の役割である。
- ・ 役所は、会議を多く開催するが、実質的な議論をしていない。議会は、質疑応答形式で一般社会でいう議論はない。それならば、部長・課長は様々な部署の経験を持っているのであるから、他の部署に口を出した方がいい。発言者がわかる会議記録の全庁公開もする必要がある。
- ・ 決算審査で指摘した事項が予算審議の時には全く反映されていないのではないか。
- ・ 従来は、決算審議は会計的なチェックであったが、今後は、施策の審査さらに事務事業審査をし、どれだけ住み易くなったのか評価すべき。
- ・ 執行部が行った事務事業評価結果に対して、議会として審査し、指摘事項を与える。飯田市は、行政が施策を具体化するための 800 以上の事業評価について行政評価を行っていて、今年から議会が市の評価を参考に議会としての評価をまとめる。議会が基本構想・基本計画の進行管理に施策レベルから関与するところは全国的に珍しい。

4 会計と監査をどうするのか？

- ・ 「新地方公会計」の法律的根拠：①行政改革推進法（H18.6.2）②総務省自治財政局課からの事務連絡（H18.6.14）③総務省「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」…公会計の整備（3 万未満都市 5 年以内に作成/公表）資産・債務管理施策等（3 年以内に策定）
- ・ H17 倉敷市（基準モデル）のバランスシートをモデルに説明
将来への負担率＝流動資産+非流動資産／純資産 これは低い方がよい。倉敷市は 58%、豊田市は 11%、函館市は 65% これは、将来世代への借金です。

- ・ 総務省 新地方公会計①基準モデル、②改定モデル と③東京都 の3つのモデルの比較と今後の課題：取り組み易さでは改定モデルが良い。一番厳格なモデルは基準モデルで作業、作成が大変。
- ・ 日本公認会計士協会では、国際公会計基準（IPSAS イブサス）の方向性

5 まとめ

- ・ 行政評価は過去のものではない。来年の評価を考えるときに、過去を振り返る必要が出てきた。
- ・ コンビニには日時決算、月時決算、四半期決算もある。サービスごとに異なる。

以上

視察の研修考察

氏名 佐藤卓也

○視察事項

平成20年度 議会広報研修会

時：平成20年8月19日（火）

所：北海道第2水産ビル

議会広報づくりと時代の潮流

広報プランナー 和田雅之氏

1. 新聞・雑誌・最近の編集傾向
 - ・ トレンドと読者の心に腐心
 - ・ 新聞は売れなければならない。若い人に。
 - ・ 『わかりやすい記事』を書け。役所用語はダメ。
 - ・ 紙面は1:1.618の黄金比は美しい。
2. 読者が求める議会報とは.....
 - ・ スピードが大事。タイムリーなものを第一に
 - ・ 全国的に紙面デザインが大胆になりつつある。
 - ・ 大きな見出しを使っている。
 - ・ 発行目的の再確認と構成内容
 - ・ 町広報—結果の広報誌 議会報—経過の広報誌
 - ・ 一般質問—ポイントのみ載せること。全文はダメ。
3. バランスと紙面づくりの基本を忘れずに
 - ・ 空間処理とバランスを考える。
 - ・ 関連記事を散らさない。関連記事は〇〇ページというように。
 - ・ ラフ・スケッチからのスタートを 始めにレイアウトありき
 - ・ 陳情、意見書は外せない。
4. 美しく、読みやすい、わかりやすい紙面
 - ・ 印刷とレイアウトの技術
 - ・ 構成内容・文章・見出し
 - （例）『アイスシェイクって何？』→『アイスクリームが溶けたようなもの』—とてもわかりやすい説明
 - 見出し—内容を正しく簡潔に。
 - ・ 『～について』というタイトルのつけ方はやめるべき
 - ・ 発行の目的と原点だけは忘れずに

- ・ 3つの基本形：①何が何だ—私は会社員だ
②何が何をしている—自動車が走っている
③何がどうだ—あの花は美しい（状態）
- ・ 3つの文章：①平易な文章
②正確な文章 — 曖昧、誤解を避ける意味
③簡潔な文章
④リズム感のある文章
- ・ 自分の経験で、『お前の文章はわかりやすくダメだ』
役所の答弁は『わかるようでわからない答弁が良い』と言われた。
（例）『そのようなことをあのようにならなければなりません。』
- ・ 3つの扱い：①理知的な扱い — 事実を正確に、感情を交えずに
②情緒的な扱い
③呼びかけ調なもの—読まなければ損をするような

5. 質問・クリニック

- ・ 表紙などの写真は、誹謗中傷しているわけではないから掲載してよい
- ・ 網かけをすると見やすくなる。うまく使うこと。
- ・ クリニック—和寒町 鹿追町、別海町、標津町
- ・ 第 21 回町村議会広報全国コンクール 最優秀賞
京都府南山城村議会 75 号 (2007. 5. 1)
岩手県紫波郡矢巾町 155 号 (2006. 2. 1) の講評

以上

視察の研修考察

氏名 佐藤卓也

○視察事項

第一法規セミナー『地方議員のための財政健全化セミナー』

日時：平成20年8月22日（金）

場所：北農健保会館

地方財政健全化法を目前にした地方議会議員の責任と果たすべき役割について

講師：北海道大学公共政策大学院 教授 石井吉春氏

『新たな地方財政再生制度をどう位置づけていくのか。』

- ・ ガバナンスの欠如――100億、200億の公共事業はどうやって決めたの？と聞かれても誰も答えられない。補助がついたから、と。
- ・ 議会、外部監査人、金融機関、市民などステークホルダー（利害関係者）としての監視が重要。
- ・ 国のバランスシートを見ればすぐに赤字だとわかるが、地方は交付税や補助金が入っているのでわかりづらい。
- ・ 具体的手法――①議会審議の活性化 ②外部監査 ③公会計改革、政策評価、情報公開
- ・ 財政健全化法制定は、地方債と地方交付税の枠組みを前提にしているため、地方交付税の運営状況に依拠してしまうのは問題。
- ・ 4つの健全化判断比率――①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率
- ・ 地方財政再生制度課題――①公立病院特例債などの発行を認めたことにより、導入の意義が後退している。②発生主義概念（退職金手当て支給予定額の将来負担額への算入）が組み入れられたのは評価できるが、現金主義に基づき短期の資金繰りを重視する枠組みは変わっていない（借金も現金主義）。③退職手当債や資本費平準化債、暫定的な給与の一律カット、資金の繰り延べなど、将来に負担を先送りする手法は、かえって持続的な財政運営を損なう懸念がある。例えば、下水道10年で10億かかる計画を、30年計画にして3.3億円変えたのと同じで不健全である。公共事業を減らすのに3年のものを5年にするという『繰り延べ』は悪である。絶対やってはいけないことである。④交付税特別会計は約34兆円の赤字。その健全化を推進すれば交付税策税削減が不可避である一方、交付税減額を進めれば、交付税依存度の高

い団体の指標悪化が避けられない。→いずれ、地方債のデフォルテ（本来支払われるべき金が支払われないこと＝債務不履行）も必要）。

- ・ 病院と下水道の違い——病院はやめれば赤字は減るが、下水道は設備負担が重いし、料金といっても 2～3 割しか賄えない。運営費も自治体が負担することになる。

『公立病院改革ガイドラインと道内自治体病院のあり方』

- ・ 自治体病院はなぜ民間病院よりも経費がかかるか。——それは事務職員が公務員であるため給与費が高い。材料費も安く買うという発想がないから。
- ・ 北海道の住民は地元の病院を信用していないのか、離れていても遠くの病院へ行く。
- ・ 救急車は救急に値しない人が乗っている。救急病院は 24 時間体制なのでコストがかかる。
- ・ 病院の適正配置化——でも、なくすと人口 0 人にある可能性あり。
- ・ 自治体病院を黒字にする→危険！自治体の国保が赤字になることも。
- ・ 総務省 公立病院改革のガイドライン
http://www.soumu.go.jp/c-zaisei/hospital/pdf/080731_1.pdf
- ・ 自治体病院については、厚生労働省のホームページに資料あり。
- ・ 改革の方向性——①自治体病院のみの改革には限界があり、密接に関連する国民健康保険、介護保険などと一体とした見直しを基本に。②事務職員のローテーション化や給与の官民格差。③経営形態の変更は、自治体側の責任逃れにつながりかねない。④公立置賜病院組合（山形県）が、基幹病院などを新設する一方で、既存病院・診療所（4ヶ所）をサテライト化（680 床）した事例。⑤佐賀関町町立国保病院（大分県）、の民間委譲——合併契機、福岡県立病院——収支悪化、施設老朽化 ⑥PFI——八尾市立病院、高知医療病院、多摩広域基幹病院・小児総合医療センター
- ・ 福祉サービスにお金をかける方が、公共投資に比して高い域内効果（雇用など）が期待される。
- ・ 参考資料——道内自治体病院の経営状況
道内自治体病院の損益分岐点資産

以上

視察の研修考察

氏名 佐藤卓也

○視察事項

道新函館政経文化講演会

日時：平成20年9月3日（水）

場所：ロワジールホテル函館

DMVの将来性 地方活性化にどう生かすか

講師：JR北海道副社長 柿沼博彦氏

世界初の鉄陸両用車両DMV（デュアル・モード・ビークル）について。内容は、DMVとは、今までも旧帝国陸軍、国鉄やイギリス、オーストラリア、ドイツでも考えられた歴史、最初はどのように造る、問題をどのように解決したのか、そして、DMVが既存の鉄道車両の5分の1という省コスト・省エネルギーという特徴を講演して下さいました。そういった内容は、インターネットでも検索できますので、私は、将来、地域がこのDMVをどのように活用するのか、その例を中心に取り上げたいと思いレポートしました。

1. 空港へのアクセス（女満別空港）

女満別空港は高台にある。鉄道から空港まで500m行って、30m上がる。鉄道を建設するには200億円かかる。さらに、利用者が300万人でやっとペイできるが、女満別空港の利用者は120～130万人なので鉄道ではペイできない。旭川空港の同じように高台にある。バスならいっきに上がれる。

2. 市街地の活性化（静岡県富士市）

昭和41年に、吉原市、旧富士市、鷹岡市が合併してできたまち。役場とか市庁がバラバラに点在している。岳南鉄道は私鉄で廃線しないといけない状況。そこを利用できる。また、JR東海道本線の富士駅と東海道新幹線の新富士が離れている。500mの線路を敷けばアクセスできるが無理である。そこでDMVを利用して全体を一体化できるのではないか。利便性をたかめようとデモ走行をした。富士市長から北海道の次は富士市へ是非と懇願されている。

3. 地域の足・観光の足（熊本県南阿蘇鉄道）

南阿蘇鉄道は、鉄道はあるけど鉄道から阿蘇山にアクセスする足がない。観光の足、地域の足として利用を考えている。

4. 観光活性化

富良野ヘラベンダーの時期に行こうとしたら渋滞していた。旭川からDMVで行って富良野を観光して帰りたいという要望があった。

5. 高齢化に向けた交通ネットワーク

駅を中心に、他の地域から鉄道を利用し、都市部は循環バスとして学校、官公庁、病院等へアクセス。

6. 道路と鉄道を共用した循環型交通

A駅からB駅まで、朝夕の通勤・通学帯は、渋滞を回避するため線路上を走行し、復路は空いている道路で走行する。

7. 道路と鉄道を組み合わせた地域交通の活用

A地域からB地域を往復するのではなく、A地域とB地域それぞれの片道線路・片道道路を走り、循環させて頻度を上げ利便性を高める。

8. 鉄道の弱点補完策

災害時、事故発生時等の際、不通区間は道路を迂回し運転すれば、代行バスが不要となる。道路が不通の場合は、逆も可能。運転区間の状況に合った柔軟な選択が可能になる。

実用化の課題として3つのイノベーション（改革・革新）が必要となる。

一、『技術のイノベーション』—これは、なんとかなるそうです。しかし、

二、『政策・ルールのイノベーション』—つまり、公共交通機関としてどういう風に位置づけるのか定まっていない。現行のDMVの運行ルールは、①鉄道事業法 ②鉄道営業法 ③道路運送法 ④道路運送車両法 ⑤道路交通法 ⑥バリアフリー法という、鉄道とバス両方に適用される6つの法律で縛られているため、新しいルールが必要であるということです。そして、一番重要なのは『地域のイノベーション』であると。地方の鉄道はどんどん廃止され、その解決策として従来、地元自治体の一部負担という支援方式と、地元自治体が鉄道インフラ部分の整備・維持をし、運行・運行主体を鉄道事業者任せるという役割分担方式をしているが、DMVでは、どのように位置づけるのか、どういう風なルールづくりをするのか新たな仕組みが必要になるそうです。

今後、少子高齢化の中で、地域の交通をどのように活用するのか、我々地元住民が考えなければいけない時期に入っていると思います。

以上

議員研修報告書

氏名 佐藤卓也

○研修内容

「今後の生活排水処理の在り方について」

講師：財団法人 日本環境整備教育センター 国安克彦氏

日時：平成 20 年 10 月 14 日（火） 於：ホテルポールスター札幌

公共下水道事業において、過大投資や整備後の維持管理費用の調達に多くの自治体が苦しむ事態が発生している。そして、人口減少が大きく影響している。

【下水道事業の問題点】

- ① 北海道の公共下水道の汚水衛生処理率は 83%。DID(人口集中地区)人口は、道民の 73%。その差は当然住民負担となる。
- ② 北海道の汚水処理人口普及率は 92%（平成 18 年度）ですが、集合処理が優位な区域内における未接続人口の割合は約 27 万人で 5.4%である。
- ③ 北海道における公共下水道の経費回収率は 59.9%。下水道整備は負債を先送りしている。
- ④ 夕張市は、地方税約 9 億円に対して下水道会計に約 18 億円を繰り入れしている。割合は 193.2%にもなっている。
- ⑤ 下水道債の償還は一般に 5 年据え置き償還期間 25 年で計画される。そのため、事業着手後、集合処理区域内の人口が減少した場合、先行投資した額のうち人口減少により未回収となる額は誰が負担するのか。地方自治体が負担するとなると、財政が悪化し福祉などの行政サービスが低下、住民が負担するとなると下水道使用料金の著しい高騰を招くことになる。最終的には財政破綻をきたす恐れがある。
- ⑥ 中越大震災で水洗便所が使用不能。阪神・淡路大震災では、神戸市兵庫区松本地区で、消火栓が水道に直結しているので水が出なかった。水道管の多くが破壊され、消火栓が使用できなかった。
- ⑦ 下水道管路の維持管理費がかかる上、老朽化が進行。公共下水道は 1 箇所を集めるから効率が悪い。

では、今後どうすればいいのか。

【対策】

- ① 減少した住民が点在していると公共サービスの効率が悪くなるのでコンパクトシティということが出てくる。住民一人あたりの行政コストを下げないといけない。
- ② 高齢化（65 歳以上の人口割合）で、生活排水処理施設の普及を図る場合、便所の水洗化に関する要望、経済的負担、経済的負担能力等の観点から、特に留意する必要がある。団塊の世代が高齢者になって、高齢者に対する財政づくりをしっかりとしないと大変なことになる。これから 5 年 10 年の取り組み

が重要になってくる。

- ③ 今後、問題になるのは人口減少である。これから地域を支えるのはお年寄りですから一次産業を中心にして定住人口をしっかりとしないといけない。
- ④ 下水道区域の廃止を含めた計画の見直しをした方が赤字が減る。公共下水道を無理に構築するのではなく、浄化槽にするという選択も必要。
- ⑤ 『ミニ公募債』でお金を集める等、抜本的な改革をやらない限りは市町村の財政はよくなる。
- ⑥ 今後、交付金が少なくなるので行政がすべてをやることは困難である。7割のことを行政がやったら、残り3割を住民との協同作業でやるようにしなければいけない。

【福島町の現状と将来について】

- ① 当町の平成17年度汚水処理人口普及率は17.9%
- ② 2030年推定人口に対する2006年度末汚水処理施設の整備は、29%でまだまだこれからという状況。
- ③ 平成12年から17年の5年間で人口が10%減っているの、今のまま推移したら10年先は20%減るはず。2030年には、渡島西部4町の人口は50%以上減になる。当町は、未整備なので、その点救われている。

【私見】

公共下水道は、国が補助金を出すからどんどんやりなさいと言われてきた。ところが、少子・高齢化、人口減少、厳しくなる財政状況の中で、公共下水道を整備した地方自治体は悲鳴を上げている状態である。人口増加、高度経済成長の時代はすでに終焉を迎えたことを自覚し、あらゆる政策を見直さなければいけない時期にさしかかっているのである。当町は川や海の汚れをそのままにしている状態であり、このままというわけにはいけない。されど、昨年の新築着工軒数が1軒という状況である。議会としても、町財政や個人負担をぎりぎりの線まで切り詰めた上で下水道を整備する方向で考えなくてはならないと思う。

以上

議員研修報告書

氏名 佐藤卓也

「第3回マニフェスト大賞授賞式」

日時：平成20年11月7日（金） 於：六本木アカデミーヒルズ

福島町議会は、今回『ベストホームページ賞』を受賞いたしました。3年連続受賞というのは北海道福島町議会だどだということです。

竹内謙審査委員からは、

『この10年間進めてきた「開かれた議会づくり」に沿ってホームページによる情報公開も、情報の幅広さ、質の高さ、更新スピードの点で群を抜いている。議事録、選挙公報といった基本情報の充実に加えて、議案資料の事前公開、文書質問、議会の評価、議員の自己評価などの斬新な試みが多い。』という講評をいただきました。

議会改革は、平成11年に溝部議長が議長になってから始められました。議長は、新人議員の時、答弁漏れを指摘したらそれが質問1回分としてカウントされたということです。それを周りの議員から何もフォローがなかったことが悔しく、いつか自分がそういう立場になったら変えていこうというのが議会改革の動機になったということです。

2000年に地方分権一括法が施行され、地方分権改革の流れと合致した時期でもあります。議会改革の参考にしたのは、いろいろ書物であったり、出版社との付き合い、先進事例地等であり、それを強力に支援したのが議会事務局であります。

開かれた議会の議員全員が賛成かというのと、そうではなく、支持する議員は8名、支持しない議員は4名です。議会改革を支持しない理由は、いわゆる町長支持派であったり、議長選のしこりであったり、二元代表制では議員の負担が大きく予算の執行権もないのであるから従来通りの追認機関でいいという理由であります。住民からの支持しない理由は、開かれた議会改革をやっても町民にとっては何もメリットはない、特に建設業者からは、仕事を増やすことに力を注いで欲しいという要望が今も強くあります。

しかし、国や地方公共団体の借金が多くなり、交付金が少なくなる傾向の中で、地方は自分たちで経営をなささいという時代になり、地方政府という言葉も出てきました。そうになると、議会の役割はこれまで以上に多くなり責任が伴うようになります。従来のように国に頼り執行部の追認だけでは町の行政運営が成り立たなくなります。議会としては、住民の意見の十分に取り入れ、執行部と対峙し、そして協力しあいながら行政経営をしていかなければならないと思います。町民の中にはまだそれが理解されていないのが正直なところです。マスコミも地方自治の流れに疎いのか地元の新聞はマニフェスト大賞『ベストホームページ賞』を受賞したことを全く記事にしていません。特に地方のマスメディアは首長・執行部にニュースソースを依存しているため、議会活動に対してはあまり記事にしない嫌いがあります。

今回マニフェスト大賞受賞式に出席し、全国からいろいろな改革する議員と会い、情報交換することができました。今後は、住民から議会は何をやっているんだ、議員は報酬泥棒か、と言われたいよう住民・議員としっかり討議し、政策立案をし、住んでよかったと思われるまちづくりをしていこうと思っております。 以上

議員研修報告書

氏名 佐藤卓也

「マニフェスト・スクール青森」

日時：平成 20 年 11 月 22 日（土）～23 日（日） 於：ホテル JAL CITY 青森

第 1 日目

①北川正恭 早稲田大学大学院教授『二元代表制における地方議会のあり方』
三重県知事時代に従来の自治体組織の総務部、財政課と人事課をなくし、財政政会議で包括配分した、つまり自分達で取り合いしろと。今後は監査事務局と議会事務局の協力で全力を傾けたいとのこと。今なぜ二元代表制なのか。中央集権の形が限界に近づいてきたから。立ち位置を変え、ドミナント・ロジック（思い込み）を捨て去り本格的に分権国家を議論しなければいけないという。昨年『地方政府』という言葉が始めて使われ、今後『自治行政権』、『自治財政権』そして『自治立法権』を備えた完全自治体の樹立を目指さなければならない。立法権がなければ完全自治体とは言えない。しかし、従来の議会のあり方では、執行部に対し追認するだけの議会であった。今後は創意・工夫をし、首長が強くなること、さらに議会がもっと強くなることに賛成である。そうすれば執行部が変わっていく。最後に北川氏は、今回の政府の『給付金』という言葉はおかしい、『お返しする』というのが正しいと強く抗議していました。

②溝部幸基 北海道福島町議会議員『開かれた議会改革を目指して』

平成 11 年に議長になってから議会改革を始めた。動機は、新人の頃、答弁漏れを指摘したら質問回数にカウントされ 3 回目の質問ができなかった。その時に議員の誰一人としておかしいと言ってくれなかったことだという。当時委員長・副委員長会議が議事を仕切っていて、議運は議事を仕切る役目は弱かったので、議会を変えるために議会運営委員会を利用した。そこに、新人議員が入ってきて、議会のおかしいところを徐々に変えていった。

来年 4 月には議会基本条例がまちづくり基本条例と同時に施行される予定です。ほとんどの議会は栗山町のまねですが、当福島町議会はこれまで積み重ねてきたことを基本条例にまとめたものであり、決して作文条例ではありません。すべて公開していますので、詳細はホームページを見ていただきたいと思います。

③佐藤邦夫 岩手県奥州市議会議員『議員提案条例の作り方』

早稲田大学大学院公共経営研究科で北川氏に教えを受けたという 1947 年生まれの議員さんです。旧江刺市で市民を巻き込んで『地産地消条例』を作ったことで、悶々としていた無力感が今は充実観に変わってきたという。彼の研究テーマは「地方議会における議員立法」ということで、私も大変興味を持って聞きました。私も議員生活 1 年が経ちますが、一議員がいくら執行部に提案して

も執行部はすべてやってくれるわけではないのです。そこを彼は条例をつくってまちを動かしたのです。22人の市議会議員のうち議長、副議長を除く20人が参加する議員連盟をつくり、地産地消、市民協働、政策法務の3部会があり、生産者と消費者、農協や商工会議所などの意見を聴きながら、条例案の内容を決めてきたというのです。ポイントは、主役は市民・住民であり、意見交換を頻繁にしないとしつぺ返しを食らうといひます。また、早大マニフェスト研究所の職員に手伝ってもらったり、県の職員に手伝ってもらったりしてお金をかけないようにしたということです。私も、是非見習っていきたく思ひました。

④松野豊 千葉県流山市議会議員『会派版マニフェストの作り方』

議会会派として議会改革をしてきた。最初は会派で山にこもってマニフェスト作りをしたという。市民とも話し合う機会を設け、今は市民も議員も慣れてきたという。今は、検証の段階に入ってきているが、まだ市民レベルにおいてできていないという。

第2日目

⑤中橋勇一 慶応義塾大学大学院教授 ワークショップ

『議員版マニフェストを作ろう』

ワーク・ショップでマニフェスト作り挑戦した。中橋氏が市民を巻き込んだワーク・ショップの仕方を伝授してもらひました。議員は4つの班ごとに分かれ、町の問題点を出し合い、ポスト・イットを使い模造紙に貼っていきました。そして、出た問題点の中でさらにテーマを絞って、「現状」「担い手・資金」「事業・活動」「目標」という項目別に分けて空欄を埋めていきました。この方法だと何が足りないのか、どうしたいのか、がはっきり浮かび出てきます。市民との共同作業にすると行政に対しても説得力がでて実効性の高いものになり、コミュニケーションが密になると行政も反対できないそうです。その他、ワーク・ショップをやったら小学高学年がリーダーになって良い提案をした例や財政を改革するといった場合普通は歳出の一律カットとなるが、重点配分を決め、そのために財源の確保が必要となり、それを主に職員の給与カット、公共事業のカットで補うことになるが、無駄をなくす代わりにやる気を生むような施策を組み合わせるとうまくいくということを教わりました。

私は、この方法で各地区においてワーク・ショップをして住民の声を政策、さらに条例へと進めていきたく思ひ持ちになりました。

以上

行政視察報告書

氏名 佐藤卓也

○視察事項

東成瀬村合併処理浄化槽事業について

日時：平成21年1月19日（月）

場所：東成瀬村防災センター会議室

当福島町では、平成12年に『下水道に関する調査特別委員会』を設置し、6回の審議を経て、公共下水道基本計画をさらに検討するという中で中断している状況である。

①視察地の事業経緯：

平成5年度に『東成瀬村下水道整備構想』を策定し、平成13年度から『特定生活排水処理事業』に着手。年間30～50基で平成27年度までの15年間の予定

②公共下水道ではなく、合併処理浄化槽にした理由：

- ・ 事業費を低く抑えられる
- ・ 21の集落の地形が細長い。
- ・ 上流なのできれいな水を流さなければいけない。
- ・ 集合処理だと下水管渠（かんきょ）の延長が長く、処理施設の建設に時間がかかる。
- ・ 高低差が激しいとポンプの増設が必要となる。
- ・ 設置後すぐに浄化槽が使える。
- ・ 市町村設置型なので維持管理が確実に行われ、水質管理もきちんとできる。
- ・ 各家屋において十分な浄化槽設置スペースがある。

③全体経費2,895,000円の内訳：（例：7人槽の場合、160㎡以上の家屋）

■合併浄化槽本体分は国庫補助対象（標準事業費分）：1,095,000円

・ 国（1/3）、村（17/30）（※1 過疎債・下水道事業債）、※2 住民負担（1/10）

■配管・排水・トレイ改修分と国庫補助対象増額分は、村助成対象：1,800,000円

・ 村（1/3）、※3 住民負担（2/3）

※1 過疎債1/2、下水道事業債1/2 過疎法は2009年度末で期限が切れる恐れがあるので平成21年度で終了予定

※2 住民負担金は5人槽93,900円、7人槽109,500円、10人槽139,200円と村でばらつきがないように標準工事費を決めてある。

※ 3 借り入れたお金は、最長 20 年で償還。住民が負担する金額は月額 5 千円の年額 6 万円。村の年平均利子負担分は約 18,000 円で村が負担。

④ 1 年間に必要な維持管理費

7 人槽の場合—約 55,600 円（・法定清掃料 35,000 円・法定点検料 12,000 円・11 条検査料 5,000 円・薬剤費 3,600 円）—村助成（1 / 3）、住民負担（2 / 3）
→月額で村に納付 3,150 円 工事費分 109,500 円は 1 年目に負担。

⑤ 主な Q & A

- ・ 地震のときの浄化槽のトラブルは？→管渠外れた 4 基 ゆがみ 6 件
塩ビ管折れ 2 基
- ・ 設置計画の高達成率の理由→住民の理解が大前提。
村長が住民説明会・座談会できちんとした説明を行った。
事業の目的、効果、助成制度も一役買っている。
浄化槽汚泥について、広域圏し尿処理施設での処理能力比率が高まると
費用がかかると思うが？→広域で検討委員会を立ちあげた。
- ・ この不景気に（最大 120 万円の）改修費を出せない人はいないのか？
→いない。
- ・ 高齢者一人暮らしで空き屋になる可能性の家は？
→2 基発生。親類の方が地位継承。
- ・ 地元の経済効果は？→指名競争入札で村内業者、大工さんに効果あり。
上下水道業者は村内にないので村外業者と J V を組んでいる。

以上

資料 1

合併処理浄化槽設置工事に係る全体の概算事業費

(但し、限度額と最長期間の場合の事例)

全体経費 (7人槽の場合：160㎡以上の家屋)				
高度処理型合併処理浄化槽の設置費 (住民の負担分含む) 2,895,000円 (A+B)				
国庫補助対象 (標準事業費分)			村助成対象 (配管・排水・トイレ改修、国庫補助対象増額分)	
1,095,000円…A			1,800,000円 (限度額) …B	
国 (1/3)	村	住民負担	村 (1/3)	住民負担 (2/3)
	過疎債・下水道事業債	[分担金] ①	[改修費補助金] ②	[整備資金融資あっせん] ③
365,000円	620,500円	109,500円	600,000円	1,200,000円
合併浄化槽本体分 (高度処理分含む)			住民の限度額分	
……………村が工事を発注します……………			……………各家庭で発注します……………	

- ①分担金
 - ・ 5人槽 93,900円
 - ・ 7人槽 109,500円
 - ・ 10人槽 139,200円
- ②改修費補助金
 - 村助成金 (1/3)
 - 限度額 60万円 (対象経費 180万円)
- ③融資あっせん
 - 20万円以上 120万円以下
 - 償還の最長期間 20年間



36万円 (20年間)	20年間での償還 (利子は村が補給)
年平均の利子分 (村)	元金 (村助成分の住民負担)
約18,000円	年額60,000円 (月額5,000円)

※住民の皆さんの負担については、各家庭で金融機関と契約を結ぶことになります。
借りた金額の利子を村が補給することになります。

資料2 1年間に必要な維持管理費

年度別に必要な経費

7人槽の場合 約55,600円	
○法定清掃料(1回) 35,000円	○法定点検料 12,000円
○11条検査料(1回) 5,000円	○薬剤費(消耗品) 3,600円
村の助成(1/3) 約18,600円	住民の負担(2/3) 約37,000円



月額で村に納付(使用料) 3,150円(税込み)

年度	工事費	維持管理費分
1年目 (月額)	109,500円	使用開始翌月から 毎月3,150円
2年目 ~	-	毎年 37,800円 (月額 3,150円)

※ 他に各家庭(住民)で負担しなければならないもの

- ① 浄化槽で使用する「電気料」や「水道料」は各家庭で支払っていただくことになります。
(電気料は、年額5,000円~6,000円、水道料は1日1人当たり30ℓ~50ℓの水を使用しますので、
年額で1人約2,000円になります。)
- ② 浄化槽の使用については、設置時に説明をしますが、故障の原因となるような使用をした場合には、各家庭の責任で弁償していただくことになります。[例：一番多いのがてんぷらなどの食用油の残りを流すこと。他にも汚れた油系(廃油)を流したり、農薬を流すなど]
- ③ 村助成対象の工事費については、村の助成金(限度額60万円)を受け取るため、水増し等不正な受給があった場合は、助成金の全額を返還していただくことになります。
- ④ 使用者(住民)の都合で、浄化槽を移動したり、撤去したりする場合も、各家庭で負担していただくことになります。

※ その他 ・浄化槽の大きさは、普通乗用車1台分になります。
・担当課については、「建設課」になります。

議員研修報告書

氏名 佐藤卓也

○研修内容

「議会基本条例の課題と展望」

講師：栗山町議会議長 橋場利勝氏

北海学園大学法学部教授 神原勝氏

日時：平成 21 年 2 月 13 日（金） 於：北海道厚生年金会館

I. 地方分権下における議会のあり方～栗山町議会基本条例～ 橋場利勝氏

視察に来られる方の一番関心があるのが『議会報告会』という。3月定例会が終了後議会報告会をこれまで4回開催している。これが終わらないと一安心できないらしい。最初の報告会では住民からの要望が多数だったが、最後の方では栗山町の地域経営に関心に移っていった。住民の目線が重要という。

- ・ 住民に情報を流すことが重要
- ・ 議員がバラバラでは力を発揮できない。
- ・ 議会に与党と野党があるのはおかしい。
- ・ 議決するにおいて論点・争点がないのに賛成・反対があるのはおかしい。
- ・ 町長が提案する政策に7つの厳しい条件をつけている。(基本条例第6条)
- ・ 総合計画を議会の議決事項にした。(基本条例第8条)
- ・ 議会モニターの設置---政務調査費をみてもらい、議会への提言もしてもらう。(基本条例第13条)
- ・ 調査機関の設置---地方自治法100条の2の規定で専門的知見の活用が可能となった。(基本条例第15条)
- ・ 一般会議は、様々な団体と意見交換。総合計画については行政側と開催。公開かつ議事録が作成されるのが前提。

II. 地方分権下における議会のあり方～栗山町議会基本条例～ 神原勝氏

町、町職員、議会、住民の中で一番改革が遅れていたのが議会であった。議会が変われば自治体も変わる。中央集権のもと他律自治体であったが、自分の判断で自己コントロールする自立自治体を作るのが目標である。法律でやっちはいけないというもの以外はやってもいいのである。国からの通達は紙っぺらであり、意味のない単なる国の参考意見である。地方自治法96条1項（議決事件）は従来これしかできないという限定列举であったが、これ以外にもできるだろうと疑問に思っていた。川崎市でオンブズマン条例を作ろうとした際、議会オンブズマンにしようとしたら地方自治法に書いていないということで作れなかった。議会が作ってはいけないとどこに書いてあるのか、どこにも書いていない。法が禁止しているもの以外は自治体は手をつけれるのである。

- ・ 議会（国会）は最高機関であるが、自治体の議会は最高機関ではなく、『議事機関』（憲法第93条）である。首長は議会に責任を負っているのではない。つまり首長と議会は対等である。しかし現実の議会は議員内閣型運用（与野党）への傾斜。地方議会に与野党はおかしい。議会は機関全

体として野党（批判）機能を担う（機関対立主義）。

- ・ 地方分権は議会の時代である。
- ・ 栗山町議会基本条例→議論をする場。論点・争点を明らかにしなければならない。
- ・ これから何が変わるか→議員個人の資質が高まる
- ・ 会派が主体ではない。個人が主体。会派を認めるのなら会派の活動をどこまで認めるのか条項に入れるべき。

Ⅲ. 感想

私は、学生時代、地方自治は『大統領制』と習ってきた。大統領制というのは国会から独立し大統領の権限が強いという意味である。しかし、『二元代表制』という概念は、首長と議会の両者が住民から選ばれているのだから対等という考えである。私は、なぜ自治体と議会は対等なのかそのことに対し疑問を持っていた。今回の講演会にてその疑問が解けた。それは、歴史の流れに左右されているということである。革新市長の時代は、首長対保守派という形で、擬似的にせよ首長と議会の機関対立が作動して地方自治は活性化した。ところが、70年代の末から革新市長の数が減少することと並行して再び議会の与党化現象が進行した。これにより議会の争点形成機能は減退し、またそのことで首長が政治的緊張を欠いて、地方自治の活力を著しくそいだ。議会の多数勢力が与党となって首長を政治的に擁護する議院内閣的弊害が再発したのだということがわかった。神原先生は、従来の与野党対抗型の議会運営を批判し、議会の批判・提案の機能は野党会派だけではなく、議会が『機関全体』として担うべきだと新たな論点『二元代表制』を提起したのだ。

それにしても、当福島町も議会基本条例を制定したが、最初に制定した栗山町の議会基本条例は、全国の地方議員に衝撃を与えたのは無理もない。そして、単に制定しただけではなく、それを議会全体で行動に移していることに対し高く評価したいと思う。

以上